

助安 誠二 様

公開質問状に対する回答書

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より町政、町議会運営に特段のご配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、このたび情報公開請求書と併せて公開質問状を拝受いたしました。当該議員に関する騒動につきましては貴殿もご存じのとおり、また、2025年2月5日発行のたかす議会だより「孔雀草197号」（以下、議会報）にて報じていますように、具体的な経過や内容、議会としての対応について記載しているのとおりです。

鷹栖町議会としては、当該議員の一連の行動等について、議長、副議長からの再三にわたる口頭注意を行い、議員全員で構成する議員協議会の中でも、対応、協議してきたところですので。それらを踏まえ、令和6年第4回鷹栖町議会定例会において、当該議員に対する懲罰を求める件を可決、公開の議場による陳謝を行っております。その後辞職勧告決議を可決しておりますが、議会報に記載のとおり辞職勧告決議は勧告であり、法的拘束力があるものではありません。

議会議員は住民から負託を受け、職責の重さを自覚し町の発展と住民福祉の向上に努めなければならない立場にあります。

本件につきましては、鷹栖町議会の品位、信頼を大きく失墜させた事案として重く受け止めております。

当該議員はもとより、鷹栖町議会議員全員が住民の信頼回復に努め、住民の代表として恥じぬよう議員としての資質向上に努力してまいります。今後とも鷹栖町議会に際しまして、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

- 1 農事組合長会議が正当な欠席理由として認められるか
正規の手続きにより提出された欠席届は、拒否、不受理することはできない。理由が適当でないと判断される場合は、助言（注意）し出席を促すとされているため、欠席届が提出された場合は受理しています。
- 2 今後似類の事例が生じた場合の対応について
本件事案のように議員協議会での虚偽の発言等が見受けられた場合は、鷹栖町議会としては本件同様適正な対応を図ってまいります。（懲罰を求める件、辞職勧告決議）

- 3 当該議員が全町民に対し謝罪する場を設けること
鷹栖町議会としては、懲罰動議により公開の議場において当該議員による謝罪、詳細な経緯や辞職勧告決議の内容については、議会報にて全町民に公開していることから、今後そういう場面を設けることは考えておりません。
- 4 当該議員の過去委員会欠席理由の閲覧公開について
別紙欠席届（写し）のとおりです。

公開文章と口頭によるご説明につきましては、別途日程を調整させていただき、議長、副議長、事務局長の3名で対応させていただきます。

令和7年5月13日
鷹栖町議会議長 大石

